

群馬大学大学院食健康科学研究科研究生規程

令和 7. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院食健康科学研究科（以下「本研究科」という）における研究生に関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院食健康科学研究科規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(入学時期)

第2条 研究生の入学の時期は、月の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生として入学できる者は、修士の学位を有する者又は本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学志願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、食健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て、学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 写真（規格等は別に定める。）
- (5) その他必要と認められる書類

2 研究生の出願期間は、別に定める。

(入学許可)

第5条 研究生の入学は、本研究科の教育・研究に支障がない場合に限り、食健康科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が許可する。

2 入学の許可は、所定の期日までに入学料を納めた者について行う。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、学長の許可を得て、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書により、在学期間を延長しようとする場合は、期間満了1月前までに所定の延長願を、研究科長を経て、学長に提出し、許可を得なければならない。

(退 学)

第7条 研究生が在学期中に退学しようとする場合は、研究科長を経て、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(許可の取消し)

第8条 研究生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長が研究の許可を取り消すものとする。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、本研究科の学生に関する規定等を準用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。